

バーチャルA I S 航路標識の代行表示に係る 関係資料集

(令和3年7月1日制定)

資料1 航路標識法等関係法令（抜粋）

- 航路標識法
- 航路標識法施行規則
- 航路標識の設備の基準等を定める告示

資料2 バーチャルA I S 航路標識の代行表示に係る手続の流れ

資料3 リーフレット

資料4 Q&A

資料5 管区海上保安本部等連絡先一覧

海上保安庁交通部企画課

(令和3年11月1日改正)

航路標識法等関係法令（抜粋）

○ 航路標識法

（変更の許可等）

第十三条 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更（第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 （略）

3 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 港則法（昭和三十二年法律第百七十四号）第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する区域

二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港（同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第三十五条第一項において同じ。）の区域

三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合 当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定する区域

四 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当該情報の提供が行われている同項に規定する海域

五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この号及び第三十五条第一項において「非常災害発生周知措置」という。）がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第三十五条第一項において同じ。）

（海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信）

第三十六条 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限

(令和3年11月1日改正)

り、第十三条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。

- 2 前項の申出をする者は、実費を勘案して国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

○ 航路標識法施行規則

(航路標識)

第一条 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。）第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする

一～十五 (略)

十六 A I S 信号所（A I S 信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。第四条及び第二十八条の四において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。）

十七、十八 (略)

(位置、構造及び設備の基準)

第六条 法第十二条第一号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十六 (略)

十七 A I S 信号所の設備は、海上保安庁長官が定める情報を自動的に送信するものであること。

十八、十九 (略)

(電波を使用する航路標識)

第二十八条の三 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める航路標識は、A I S 信号所とする。

(情報の送信の申出)

第二十八条の四 法第三十六条第一項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第十号様式による申出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申出に係る施設の位置
- 三 申出に係る施設の名称
- 四 送信を希望する情報の内容（A I S 信号により示す地点（次条において単に「地点」という。）の数を含む）

(令和3年11月1日改正)

- 五 情報の送信を必要とする理由
- 六 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日
- 七 その他参考となるべき事項

(手数料の額)

第二十八条の五 法第三十六条第二項の手数料の額は、同条第一項の規定により海上保安庁が送信する情報に係る地点の数が一の場合には一万二千五百円、二以上の場合には一万二千五百円に一を増すごとに二千七百元を加算した額とする。

(権限の委任)

第二十九条 法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第十三条第三項第三号及び第四項、法第二十四条並びに法第三十六条第一項並びに第四条ただし書、第六条、第十九条、第二十八条の四及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2、3 (略)

4 法第三十六条第一項及び第二十八条の四の規定による海上保安庁長官の権限は、当該空港、道路、港湾その他の施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

第10号様式(第28条の4関係)

○ 航路標識の設備の基準等を定める告示

(AIS信号所が送信する情報)

第八条 規則第六条第一項第十七号の海上保安庁長官が定める情報は、AIS信号所と併せて設置する航路標識の地点をAIS信号により示す場合は第一号から第六号まで、AIS信号所と併せて設置する施設(航路標識を除く。以下この条において同じ。)の地点をAIS信号により示す場合は第一号から第四号まで及び第六号、法第十三条第三項の規定によりAIS信号所の設備を変更し、当該AIS信号所と併せて設置する航路標識又は施設の地点と異なる地点をAIS信号により示す場合は第一号から第四号までに掲げるものとする。

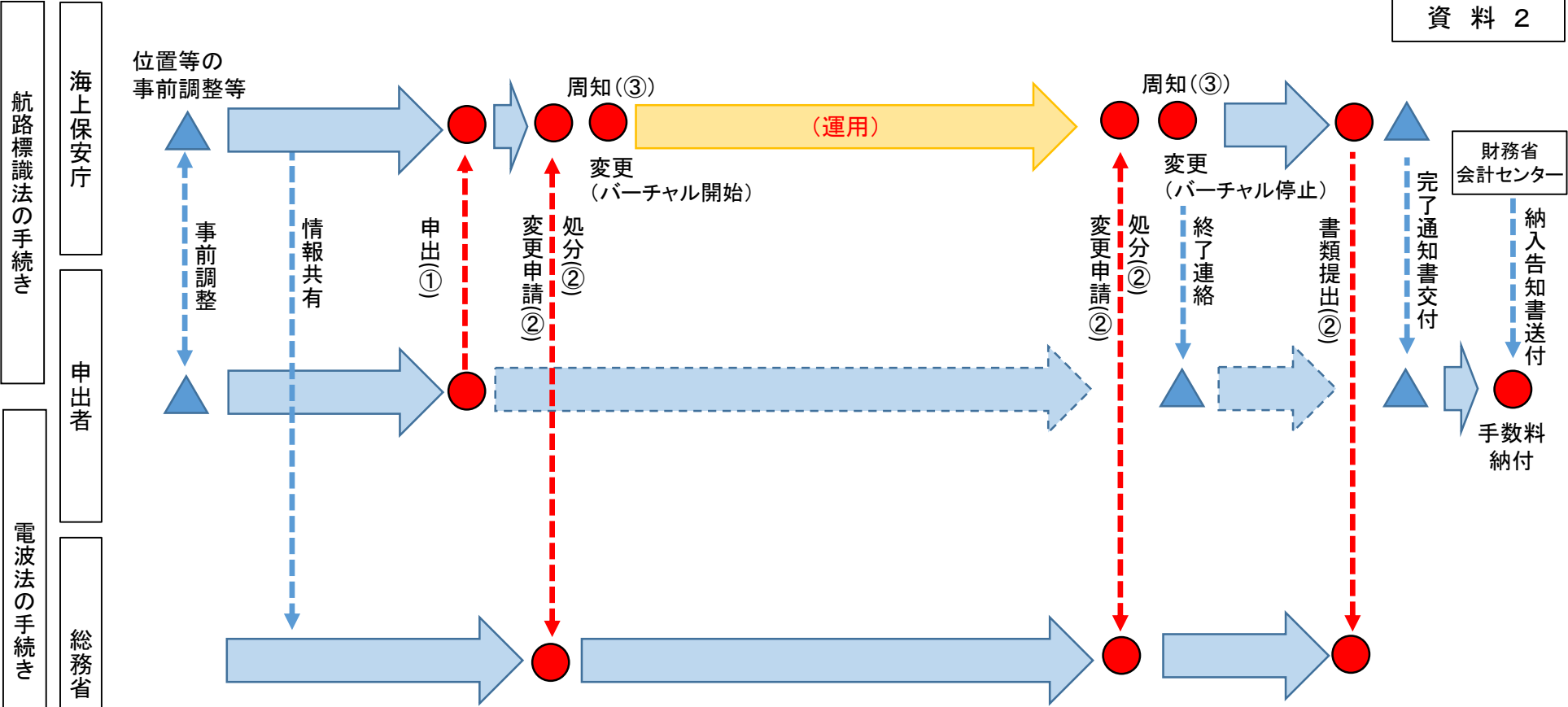
- 一 当該地点の表示目的に関する情報
- 二 当該地点の位置に関する情報
- 三 当該地点の名称に関する情報
- 四 当該地点と当該AIS信号所の地点の位置関係に関する情報

(令和3年11月1日改正)

- 五 当該航路標識に係る機器に関する情報
- 六 当該AIS信号所の測位装置その他の機器に関する情報

資料 2

申出を受けて海上保安庁が行う代行表示



①航路標識法第22条の2 (改正後の36条)に基づく委託 (申出) ②電波法に基づく臨機の措置 (口頭又は電話) ③航路標識法第15条 (改正後の24条)に基づく告示 (周知)

異常気象等の発生

異常気象等の発生のおそれ

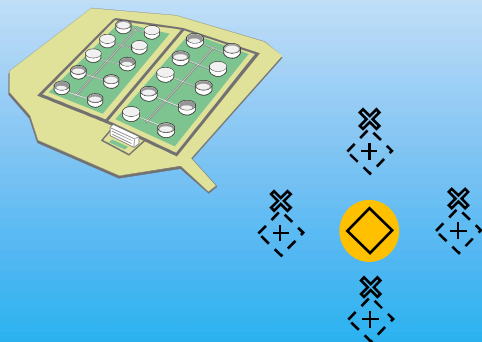
法令に基づく勧告発令

バーチャルAIS航路標識の 緊急表示制度

航路標識法が改正（令和3年7月施行）され、台風等の異常気象時における船舶の事故防止対策の一環として、バーチャルAIS航路標識※1を一時的に表示する制度が創設されました。

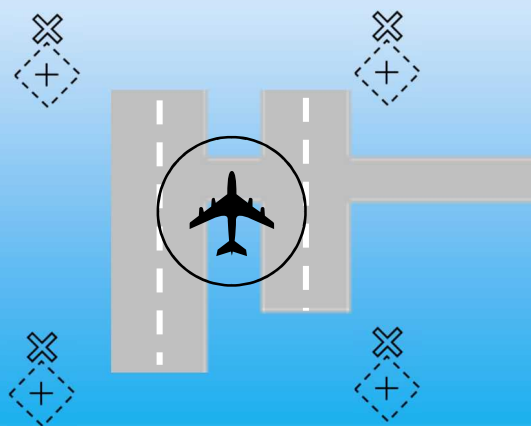
一時表示

AIS信号所※2(許可標識)の
管理者が
バーチャルAIS航路標識を
一時的に表示



代行表示

海上保安庁が
代行して
バーチャルAIS航路標識を
一時的に表示



※1 バーチャルAIS航路標識：航路標識が実在しない位置に、あたかも航路標識が存在するようなシンボルマークを船舶の航海用レーダー画面上に表示させるもの

※2 AIS信号所：AIS信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。）の提供を行う航路標識



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

※バーチャルAIS航路標識を一時的に表示しようとするときは、計画段階から最寄りの管区海上保安本部等にご相談ください。

バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度

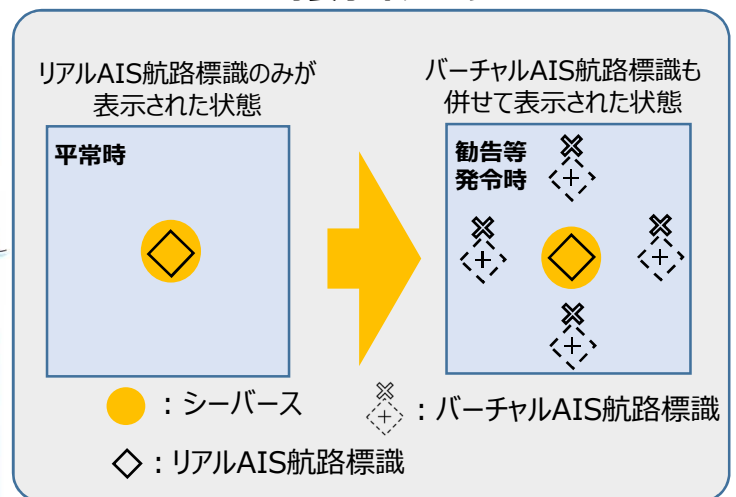
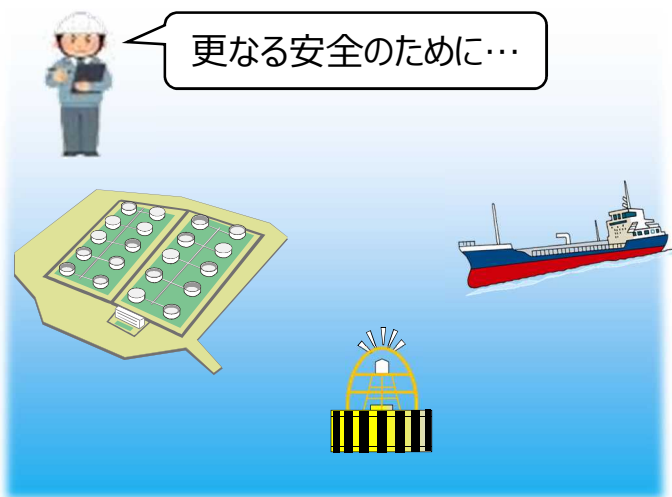
台風、津波その他の異常な気象又は海象により視界の悪化が見込まれる場合、AIS信号所から、海上空港、シーバース、石油備蓄基地などの重要施設等の周辺海域にバーチャルAIS航路標識を一時的に表示することにより、船舶の衝突事故の未然防止を図ることができます。



CASE 1 AIS信号所（許可標識）の管理者が行う一時表示

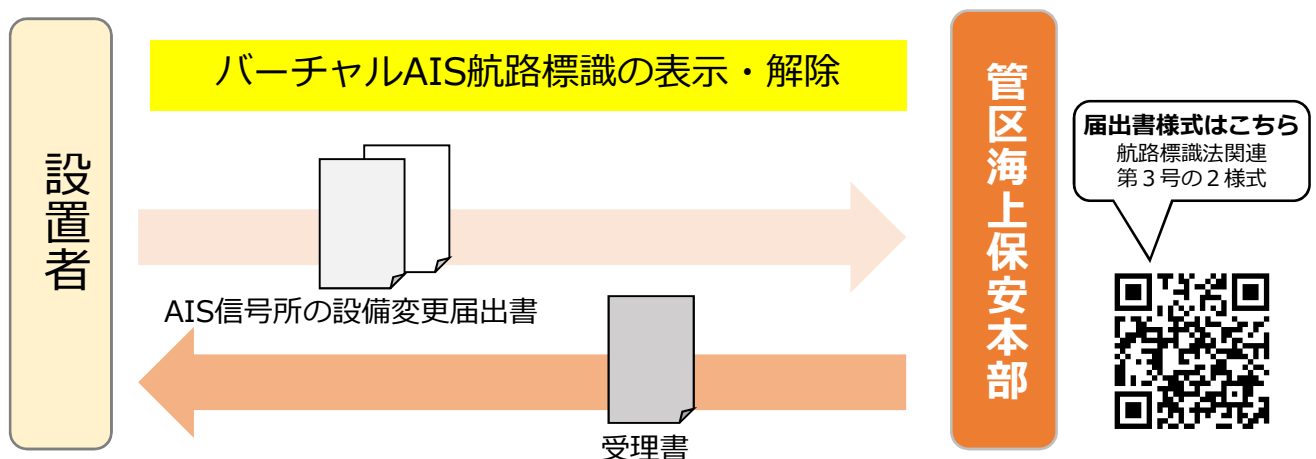
- AIS信号所（許可標識）の管理者が、自ら バーチャルAIS航路標識を一時的に表示 することができます。

一時表示イメージ



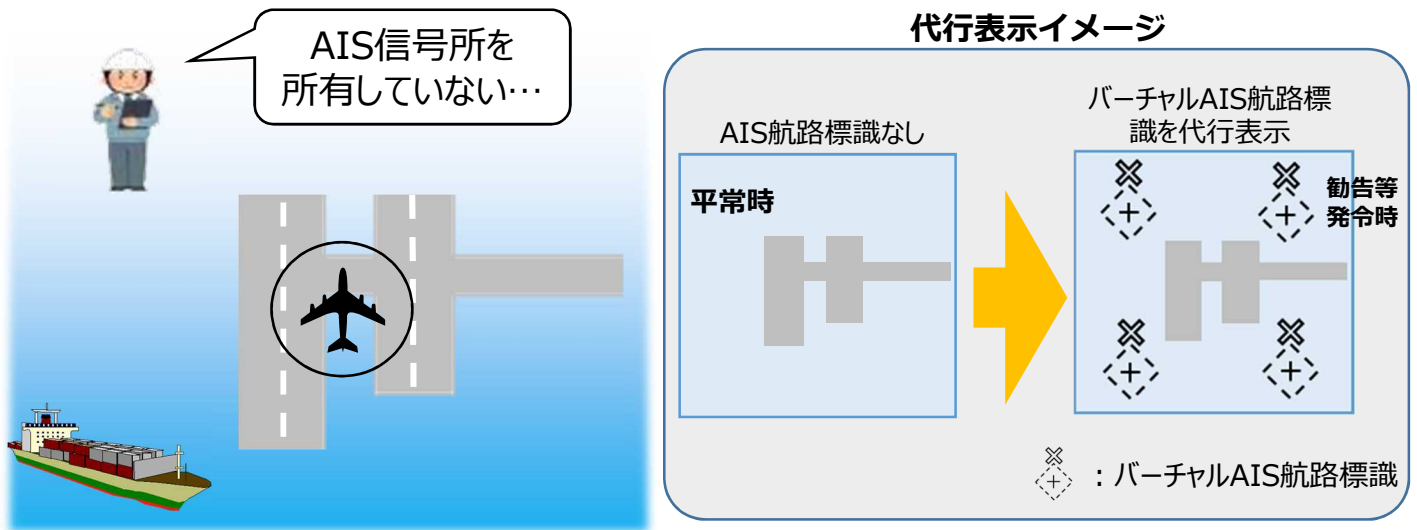
○ 手続方法

A I S 信号所の設備を変更し、バーチャルAIS航路標識を一時的に表示したとき、又はこれを変更前に復したときは、遅滞なく「届出」てください。



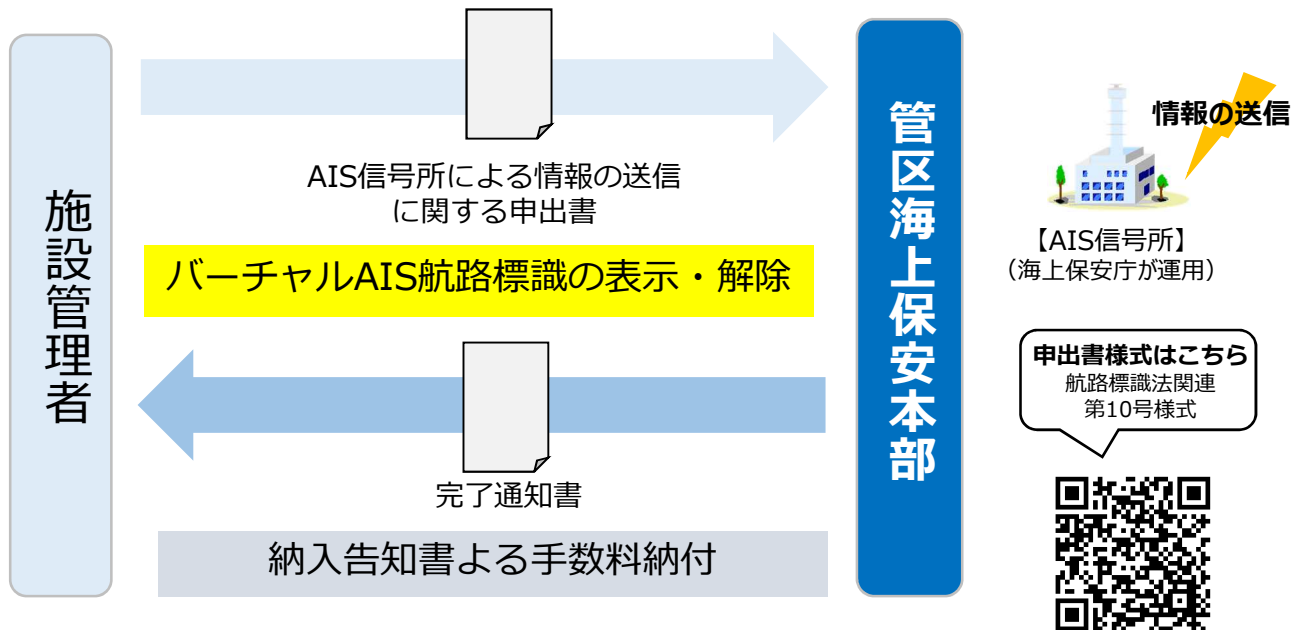
CASE 2 海上保安庁が代行して行う一時表示

- 施設管理者等から申出を受けて、海上保安庁が代行して、バーチャルAIS航路標識を一時的に表示します。
- 代行表示に係る「手数料」が必要です。



○手続方法

表示しようとする海域を管轄する管区海上保安本部へ申し出てください。



○手数料の納付

AIS信号により情報を送信する地点の数に応じた手数料を納付してください。

【手数料（代行表示1回当たりの金額）】

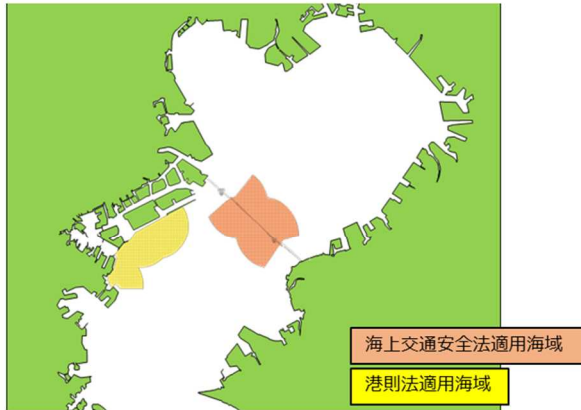
1 か所	2 か所	3 か所	4 か所
12,150円	14,850円	17,550円	20,250円

※ 1 か所：12,150円 2 か所以上：1 か所を増すごとに2,700円を加算した額となります。

バーチャルAIS航路標識を一時的に表示できる海域

異常気象等に伴う勧告等発令時

① 東京湾

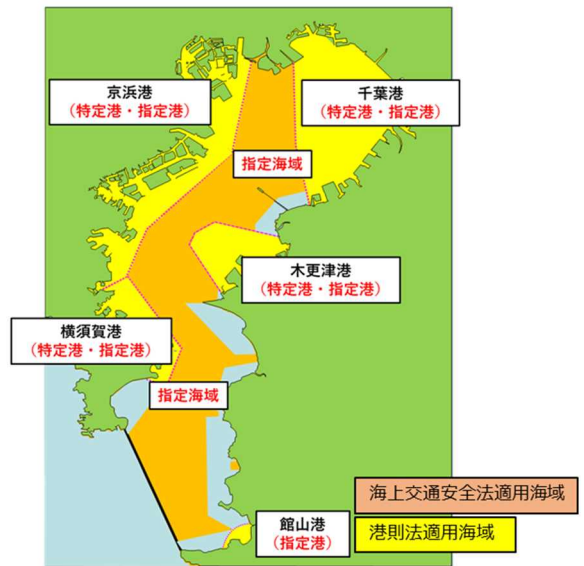


② 全国の特定港

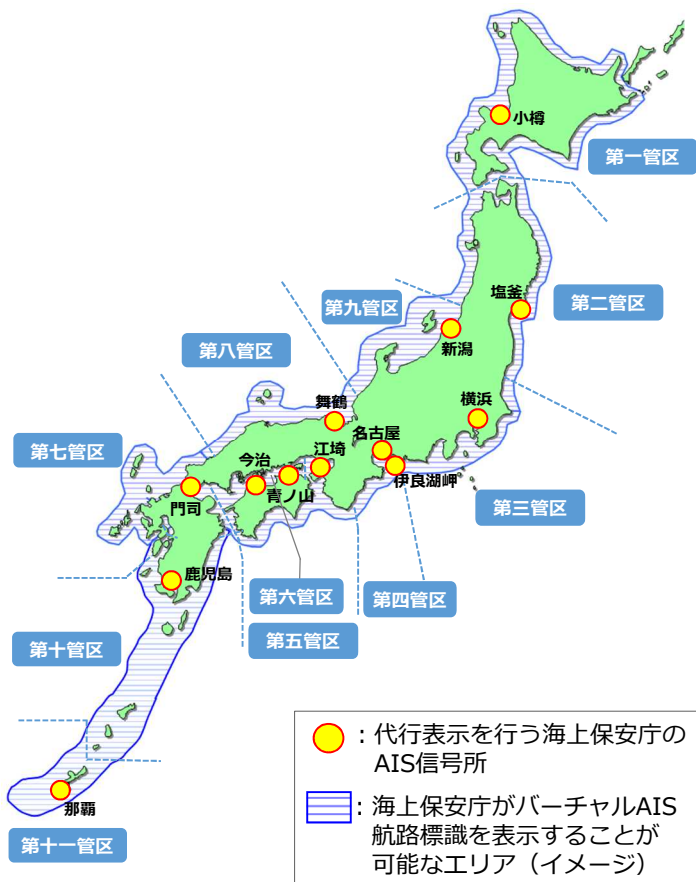
管区海上保安本部長が指定した区域

非常災害発生周知措置発令時

○東京湾



代行表示を行う海上保安庁のAIS信号所及び窓口



管区本部名	電話番号
第一管区海上保安本部	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	022-363-0111
第三管区海上保安本部	045-211-1118
第四管区海上保安本部	052-661-1611
第五管区海上保安本部	078-391-6551
第六管区海上保安本部	082-251-5111
第七管区海上保安本部	093-321-2931
第八管区海上保安本部	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	025-285-0118
第十管区海上保安本部	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	098-867-0118

※本制度に関するご相談は、管区海上保安本部 交通部企画課へお問合せください。
 (※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)

バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度に関するQ & A

バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度に関するQ&Aをまとめましたので、パンフレットと併せてご覧ください。

【緊急表示制度について】

Q バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度は、どのような目的で創設されたのですか？

A 本制度は、異常気象時や災害時に、船舶が臨海部の施設へ衝突する事故を防止する目的で創設されました。



Q バーチャルAIS航路標識により、海難を防止することができるのですか？

A 異常気象等により視界不良となり視認性が低下した状況下において、バーチャルAIS航路標識の信号を送信することにより、船舶のレーダー画面上に臨海部の施設の存在を表示することができます。これにより、航海者は、天候等に左右されることなく、施設の存在を認知することが可能となることから、海難の未然防止に寄与するものと期待しています。

Q バーチャルAIS航路標識を表示することができる期間や場所の条件はあるのですか？

A 法令により、表示できる時期は異常気象等発生時と非常事態発生周知措置発令時とされており、区域等も別途定められています。詳しくは、最寄りの管区海上保安本部等にお尋ねください。

Q バーチャルAIS航路標識は、レーダー画面上にどのように表示されるのですか？

A バーチャルAIS航路標識の種別によって異なります。表示例は下記のとおりです。

【バーチャルAIS航路標識の表示例】

北方位 標識	東方位 標識	南方位 標識	西方位 標識	左舷標識	右舷標識	特殊標識

Q バーチャルAIS航路標識は、常に表示しておくことはできないのですか？

A 今般のバーチャルAIS航路標識の緊急表示制度は、あくまで異常気象等の緊急時の危険防止措置として設けられたものです。よって、それらの事象が解消されたときには表示を終了することとなります。

【代行表示手続き】

Q 誰でも、海上保安庁へ代行表示の申出を行うことができますか？

A 特定港の区域内等にある臨海部の施設（空港、道路、港湾施設、シーバース、石油備蓄基地等）の管理者を想定しています。



Q 代行表示について、海上保安庁が受託する場合の条件や基準はあるのですか？

A 表示する期間、位置等が適切であり、船舶交通の安全を図るために必要なものと認められることが条件となります。

Q 代行表示の手数料はいくらですか？ 手数料はどのような方法で納付するのですか？

A 手数料は、AIS信号により送信する情報の地点の数に応じて、下記のとおりです。
また、代行表示終了後、申出者あて「納入告知書」が送付されますので、記載内容を確認のうえ期限までに手数料を納付してください。納付は、日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店（市中銀行、ゆうちょ銀行）に加え、電子納付（Pay-easy）も可能です。

【手数料】(代行表示1回当たりの金額)

1か所:12,150円/2か所以上:1か所増すごとに2,700円を加算した額

<例>3か所の場合 12,150円(1か所あたり) + 2,700円 × 2 = 17,550円(3か所)

1か所	2か所	3か所	4か所
12,150円	14,850円	17,550円	20,250円

Q バーチャルAIS航路標識の代行表示について詳しく教えてほしいのですが、相談窓口を教えてください。

A お問合せ先は、下記一覧の管区海上保安本部の「交通部企画課」となります。
(※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)

管区本部名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
第一管区海上保安本部	047-8560	北海道	小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	985-8507	宮城県	塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	231-8818	神奈川県	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	455-8528	愛知県	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	650-8551	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	734-8560	広島県	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	801-8507	福岡県	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	624-8686	京都府	舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	950-8543	新潟県	新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島県	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	900-8547	沖縄県	那覇市港町2-11-1	098-867-0118

【管区海上保安本部等連絡先一覧】

■管区海上保安本部 ※交通部企画課にお問い合わせください。

事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
第一管区海上保安本部	047-8560	北海道	小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	985-8507	宮城県	塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	231-8818	神奈川県	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	455-8528	愛知県	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	650-8551	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	734-8560	広島県	広島市南区宇品海岸3-10-1	082-251-5111
第七管区海上保安本部	801-8507	福岡県	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	624-8686	京都府	舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	950-8543	新潟県	新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島県	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	900-8547	沖縄県	那覇市港町2-11-1	098-867-0118

■海上保安（監）部 ※交通課にお問い合わせください。

管区	事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
1	函館海上保安部	040-0061	北海道	函館市海岸町24-4	0138-42-1118
1	小樽海上保安部	047-0007	北海道	小樽市港町5-2	0134-27-6118
1	室蘭海上保安部	051-0023	北海道	室蘭市入江町1-13	0143-23-0118
1	釧路海上保安部	085-0022	北海道	釧路市南浜町5-9	0154-22-0118
1	留萌海上保安部	077-0048	北海道	留萌市大町3-37-1	0164-42-0656
1	稚内海上保安部	097-0023	北海道	稚内市開運2-2-1	0162-22-0118
1	紋別海上保安部	094-0011	北海道	紋別市港町5-3-10	0158-23-0118
1	根室海上保安部	087-0055	北海道	根室市琴平町1-38	0153-24-3118
2	青森海上保安部	030-0811	青森県	青森市青柳1-1-2	017-734-2422
2	八戸海上保安部	031-0831	青森県	八戸市築港街2-16	0178-32-4691
2	釜石海上保安部	026-0012	岩手県	釜石市魚河岸1-2	0193-22-3830
2	宮城海上保安部	985-0011	宮城県	塩釜市貞山通3-4-1	022-367-3917
2	秋田海上保安部	011-0945	秋田県	秋田市土崎港西1-7-35	018-845-1624
2	酒田海上保安部	998-0036	山形県	酒田市船場町2-5-43	0234-24-0055
2	福島海上保安部	971-8101	福島県	いわき市小名浜字辰巳町66	0246-54-3450
3	茨城海上保安部	311-1214	茨城県	ひたちなか市和田町3-4-16	029-263-4118
3	千葉海上保安部	260-0024	千葉県	千葉市中央区中央港1-12-2	043-301-0118
3	銚子海上保安部	288-0001	千葉県	銚子市川口町2-6431	0479-21-0118
3	東京海上保安部	135-0064	東京都	江東区青海2-7-11	03-5564-1118
3	横浜海上保安部	231-0001	神奈川県	横浜市中区新港1-2-1	045-671-0118
3	横須賀海上保安部	237-0071	神奈川県	横須賀市田浦港町無番地	046-861-8366
3	清水海上保安部	424-0922	静岡県	静岡市清水区日の出町9-1	054-353-1118
3	下田海上保安部	415-0023	静岡県	下田市3-18-23	0558-23-0118

【資料5】

管区	事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
4	名古屋海上保安部	455-0032	愛知県	名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1615
4	四日市海上保安部	510-0051	三重県	四日市市千歳町5-1	059-357-0118
4	尾鷲海上保安部	519-3614	三重県	尾鷲市南陽町6-34	0597-25-0118
4	鳥羽海上保安部	517-0011	三重県	鳥羽市鳥羽1-2383-28	0599-25-0118
5	大阪海上保安監部	522-0021	大阪府	大阪市港区築港4-10-3	06-6571-0516
5	神戸海上保安部	650-0042	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1	078-327-8835
5	姫路海上保安部	672-8063	兵庫県	姫路市飾磨区須加294-1	079-231-5065
5	和歌山海上保安部	640-8287	和歌山県	和歌山市築港6-22-2	073-402-5852
5	田辺海上保安部	646-0023	和歌山県	田辺市文里1-11-9	0739-22-2001
5	徳島海上保安部	773-0001	徳島県	小松島市小松島町字外開1-11	0885-32-0431
5	高知海上保安部	781-8010	高知県	高知市棧橋通5-4-55	088-832-7114
6	水島海上保安部	712-8056	岡山県	倉敷市水島福崎町2-15	086-444-9701
6	玉野海上保安部	706-0011	岡山県	玉野市宇野1-8-4	0863-31-3421
6	広島海上保安部	734-8560	広島県	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111
6	呉海上保安部	737-0029	広島県	呉市宝町9-25	0823-26-0118
6	尾道海上保安部	722-0002	広島県	尾道市古浜町27-13	0848-22-2108
6	徳山海上保安部	745-0023	山口県	周南市那智町3-1	0834-31-0110
6	高松海上保安部	760-0064	香川県	高松市朝日新町1-30	087-821-7013
6	松山海上保安部	791-8058	愛媛県	松山市海岸通り2426-5	089-951-1196
6	今治海上保安部	794-0027	愛媛県	今治市南大門町1-3-1	0898-32-2882
6	宇和島海上保安部	798-0003	愛媛県	宇和島市住吉町3-1-3	0895-22-1256
7	仙崎海上保安部	759-4106	山口県	長門市仙崎1026-2	0837-26-0241
7	門司海上保安部	801-0841	福岡県	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-3215
7	若松海上保安部	808-0034	福岡県	北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2497
7	福岡海上保安部	812-0031	福岡県	福岡市博多区沖浜町8-1	092-281-5866
7	三池海上保安部	836-0061	福岡県	大牟田市新港町1	0944-53-0521
7	唐津海上保安部	847-0861	佐賀県	唐津市二太子3-214-6	0955-74-4323
7	長崎海上保安部	850-0921	長崎県	長崎市松が枝町7-29	095-827-5133
7	佐世保海上保安部	857-0852	長崎県	佐世保市干尽町4-1	0956-31-4842
7	対馬海上保安部	817-0016	長崎県	対馬市厳原町東里341-42	0920-52-0640
7	大分海上保安部	870-0107	大分県	大分市大字海原字地浜916-5	097-521-0112
8	敦賀海上保安部	914-0079	福井県	敦賀市港町7-15	0770-22-4179
8	舞鶴海上保安部	624-0946	京都府	舞鶴市字下福井901	0773-76-4120
8	境海上保安部	684-0034	鳥取県	境港市昭和町9-1	0859-42-2534
8	浜田海上保安部	697-0063	島根県	浜田市長浜町1785-16	0855-27-0772

【資料5】

管区	事務所名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
9	新潟海上保安部	950-0072	新潟県	新潟市中央区竜が島1-5-4	025-247-0118
9	伏木海上保安部	933-0105	富山県	高岡市伏木錦町11-15	0766-45-0118
9	金沢海上保安部	920-0211	石川県	金沢市湊4-13	076-266-6118
9	七尾海上保安部	926-0015	石川県	七尾市矢田新町二部173	0767-52-9118
10	熊本海上保安部	869-3207	熊本県	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-3105
10	宮崎海上保安部	887-0001	宮崎県	日南市油津4-12-1	0987-22-3264
10	鹿児島海上保安部	892-0812	鹿児島県	鹿児島市浜町2-5-1	099-805-1002
10	串木野海上保安部	896-0036	鹿児島県	いちき串木野市浦和町54-1	0996-32-2362
10	奄美海上保安部	894-0034	鹿児島県	奄美市名瀬入舟町22-1	0997-53-5569
11	那覇海上保安部	900-0001	沖縄県	那覇市港町4-6-5	098-951-0118
11	石垣海上保安部	907-0013	沖縄県	石垣市浜崎町1-1-8	0980-83-0118
11	宮古島海上保安部	906-0012	沖縄県	宮古島市平良字西里7-21	0980-72-0118
11	中城海上保安部	904-2162	沖縄県	沖縄市海邦町3-45	098-938-7118